

新庁舎の規模について（案）

1 前提条件

現在の市庁舎は、建物が分散し狭あいであるため、「担当部局がどこにあるのか分かりづらい」、「関連する窓口が離れている」、「待合スペースが不十分である」など市民の利便性に関わる課題を抱えています。

これらの課題を解消するためには、本庁舎、南庁舎など 5 つに分散している市庁舎（※1）を、一つの庁舎に統合するとともに、現在、5 庁舎以外で行っている業務を含めて、各種の申請や届出、証明書の発行など、市民の窓口となる業務全般についてそれらの関連性を勘案して、最も市民の利便性が高くなるように、各部局の配置を検討する必要があります。

（※1） 本庁舎、南庁舎、西別館、北別館、明德庁舎（以下、「5 庁舎」）

このような観点から、検討対象として上下水道事業部及び健康部が挙げられます。

上下水道の使用開始届出やその料金支払の窓口である岐阜市上下水道料金センター（上下水道事業部営業課所管）は、市民の利用頻度が高く、かつ市民課への転入転出届出等との関連性が高いため、同窓口を新庁舎に配置することが市民サービス向上につながると考えられます。

保健所及び中市民健康センター等を含む健康部については、各種の市民窓口があるものの、出生に伴う各種健康診査等に係る手続きは市民課への出生届出とは時期が異なり、また精神障害者保健福祉手帳の交付に伴う福祉医療の申請は健康センターで受け付け可能であるなど、新庁舎に配置することによる市民サービス向上は限定的と考えられます。

しかし一方で、健康政策課、スマートウェルネス推進課、健康増進課は、健康部の政策立案等を担当する部局であり、市民の健康の保持及び増進に向けて迅速かつ的確な施策を遂行するうえで他の部局との連携は不可欠であることから、新庁舎へ配置することが望まれます。

以上のことから、新庁舎に配置する部局は、現在の 5 庁舎に配置されている部局、岐阜市上下水道料金センター及び健康部の一部（健康政策課、スマートウェルネス推進課、健康増進課）と想定します。

この場合の新庁舎への配置職員数に関しては、市の組織及び職員数が、定数削減等による変動のほか、今後の社会状況の変化や政策により増減する可能性が大きいことから、現在の職員数により算定することとし、議員数及び新庁舎への配置職員数（嘱託職員含む）を、次のとおり想定します。

市議会議員数 41 人
 配置職員数 1,604 人（平成 25 年 4 月現在、嘱託職員含む）

また、本市の人口は、岐阜市総合計画 2013－2017 において、平成 32 年で 40.4 万人と推計されており、合併特例債を活用して新庁舎を建設するという前提から、竣工時期に近いこの推計値を想定人口とします。

市人口 404,000 人

2 適正規模（延床面積）の算定

算定 (1) 総務省地方債査定基準による面積算定

		人数 (人)		
市議会議員数		41		
		総務省起債許可に係る換算		
		人数 (人)	換算率	換算人数 (人)
新庁舎職員数	特別職	5	20	100
	部長・次長級	55	9	495
	課長級	164	5	820
	係長級	465	2	930
	その他の職員	915	1	915
新庁舎職員数 小計		1,604		3,260

<積算内訳>

区分	積算方法	面積 (㎡)
ア 事務室	4.5㎡ × 3,260人(換算職員数)	14,670
イ 倉庫	ア × 13%	1,907
ウ 会議室、便所等	7㎡ × 1,604人(想定職員数)	11,228
エ 玄関、廊下、階段等	(ア+イ+ウ) × 40% × 1.1	12,234
オ 議事堂	35㎡ × 41人(市議会議員数)	1,435
小 計		41,474

算定 (1) による新庁舎の適正規模 ⇒ 約 41,000 m²

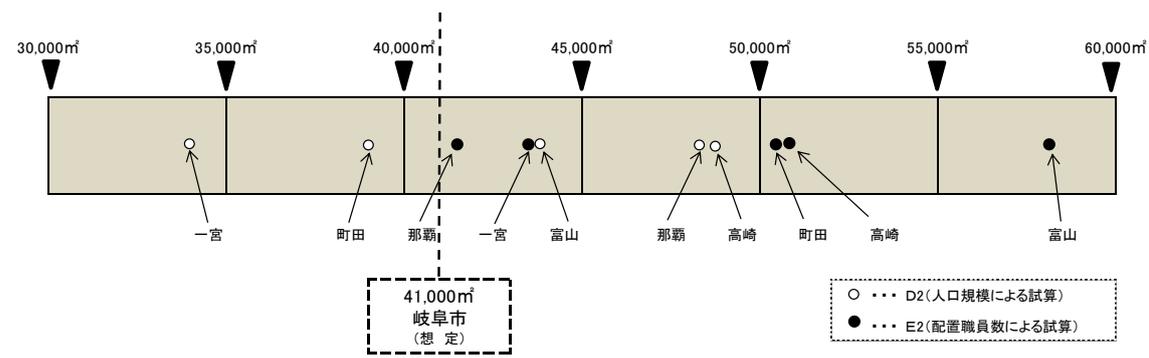
(注) 市庁舎には、議員等の専用駐車場が必要となりますが、建築する市庁舎の形状が未定であり、庁舎内に設けるか定まっていません。そのため、現在は延床面積に計上していませんので、庁舎内に設ける場合は、別途加算する必要があります。

算定 (2) 最近の建設事例による面積算定

他の自治体の事例として、平成元年以降に建設された庁舎のうち、中核市及び人口規模が岐阜市と同等の自治体の庁舎規模を参考に、岐阜市の人口及び配置職員数に置き換えて試算します。

自治体名	基本情報					人口規模による試算		配置職員数による試算	
	竣工年	A 延床面積 (m ²)	基本構想等における 想定値・計画値			D1 m ² /市民1人 [A÷B]	D2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [D1×404,000] (m ²)	E1 m ² /職員1人 [A÷C]	E2 岐阜市に当てはめた 庁舎規模計算値 [E1×1,604] (m ²)
			B 人口 (人)	C 新庁舎 配置職員 (人)	議員 (人)				
高崎市	H10	44,774	371,302	1,413	38	0.12059	48,718	31.69	50,831
富山市	H4	43,471	400,000	1,200	52	0.10868	43,907	36.23	58,113
町田市	H24	41,510	430,000	1,314	46	0.09653	38,998	31.59	50,670
那覇市	H24	38,839	325,000	1,500	40	0.11950	48,278	25.89	41,528
一宮市	H26	31,139	370,000	1,150	40	0.08416	34,001	27.08	43,436
・高崎市の計画人口は不明のため、国調人口(H22)を記載。 ・新庁舎配置職員数には、嘱託職員等を含む。						岐阜市想定人口 404,000人にて 試算		岐阜市想定配置 職員数 1,604人 にて試算	

上記D2及びE2の計算値の分布をグラフにすると以下のとおりとなります。



数値にばらつきがあるため、両端の値を除外してまとめると、

算定（2）による新庁舎の適正規模 ⇒ 39,000～51,000 m²程度

まとめ

算定（1）の総務省地方債査定基準による面積算定は、庁舎建設にあたり規模を検討する際、多くの自治体が採用している基準であることから、根拠として妥当性が高いと考えられます。

また、これにより求めた規模 41,000 m²は、他都市の建設事例に照らした場合、その範囲内に収まる数値となることから妥当な数値と考えられます。

従って、**適正な庁舎の規模を 41,000 m²と想定します。**

3 適正規模（建築面積）の算定

1で想定した新庁舎に配置する部局のうち、市民窓口については、ワンストップサービスを実現するよう、低層階にまとめて配置する必要があります。

この対象となる部局は、概ね次のとおりとなります。

部名	課名
財政部	市民税課、資産税課、納税課ほか
市民生活部	市民課、国保・年金課ほか
福祉部	介護保険課、生活福祉一課・二課、障がい福祉課、高齢福祉課、福祉医療課、子ども家庭課、保育事業課ほか
まちづくり推進部	岐阜県住宅供給公社(市営住宅の窓口)
上下水道事業部	岐阜市上下水道料金センター
市民参画部	市民相談室

1で想定した配置職員数 1,604 人のうち、上記部局の職員数は、592 人となります。

2で算定した延床面積 41,000 m²を、職員数で按分すると、窓口部門の延床面積は、

$$41,000 \times 592 / 1,604 \doteq 15,000 \text{ m}^2 \text{ となります。}$$

この窓口部門に必要な延床面積を、例えば、新庁舎の低層階の 1 階と 2 階にまとめて配置すると、

$$15,000 \div 2 = 7,500 \text{ m}^2$$

となり、7,500 m²程度の建築面積となります。

同様に、1 階～3 階に配置する場合は、 $15,000 \div 3 = 5,000 \text{ m}^2$ となります。

このようなことから、配置方法により、

建築面積は、5,000 ～ 7,500 m²程度と想定されます。